

変動金利に関する同意書

借主は、金銭消費貸借契約にもとづいて借り入れたローンの利率および返済方法について、次のとおり同意します。

なお、本同意書において大垣西濃信用金庫を「甲」とします。

記

本同意締結日現在の甲の住宅ローンプライムレート	年 3.325 %
-------------------------	-----------

※表記「住宅ローンプライムレート」は同意日現在のものであり、ご融資実行日までに変更となる場合があります。

なお、変更となった場合には表記利率にかかわらず、実行日現在の「住宅ローンプライムレート」が適用されます。

第1条（借入金利率の変更の基準）

お申込内容確認書（以下、「確認書」という。）の借入内容に定めた借入利率は、甲の表記の住宅ローンプライムレートを基準利率として、基準利率の変更に伴って、引上げまたは引下げられることに同意します。

なお、同意書の締結日現在の基準利率は、表記のとおりであることを確認しました。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由により住宅ローンプライムレートが廃止された場合には、信用金庫の住宅ローンプライムレートに代え、一般に相当と認められる利率を基準利率とすることに同意します。

第2条（借入利率の変更幅の算出および変更日）

- 借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年4月1日と10月1日（休日の場合は翌営業日）を基準日として年2回行い、各基準日における基準利率とその直前の基準日（借入日が直前の基準日以降の場合は借入日）における基準利率の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。
- 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日とします。
- 本条により利率が変更された場合、信用金庫は原則として変更後第1回目の約定返済日までに、変更後の利率、返済額に占める元金および利息額を文書により通知するものとします。

第3条（返済方法）

借入利率の見直しにより、借入利率の変更があった場合、返済回数、最終返済期限を変更することなく毎回の返済額を増減するものとします。

第4条（固定型への変更）

本件ローンについては、その借入期限前に固定金利型に変更しないものとします。

第5条（繰上げ返済）

本件借入金の一部または全部を期限前に繰上げて返済する場合には、次の各項によるものとします。

- 繰上げ返済をする場合には、ご来店が必要となります。
- 繰上げ返済のできる日は、確認書の借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上げ返済日の3営業日前までに信用金庫へ通知するものとします。
- 一部繰上げ返済時は、毎回の返済額を変更することなく最終返済期限を繰上げるものとします。
- 繰上げ返済により未払い利息がある場合には、繰上げ返済日に支払うものとします。
- 繰上げ返済をする場合には、信用金庫所定の手数料を支払うものとします。

以上